

株式会社スナダフーズ 行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年6月1日～令和10年5月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

＜女性活躍推進法に基づく目標＞

目標1：管理職に占める女性労働者の割合を30%以上にする。

＜取組内容＞

- 令和5年6月～ 会議にて女性活躍に関する意見交換の実施
- 令和5年10月～ 従業員に対して女性管理職についてのヒアリング実施
- 令和6年2月～ 評価基準や運用等の確認
- 令和6年10月～ 管理職候補の女性社員に面談実施

＜次世代育成支援対策法・女性活躍推進法共通の目標＞

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり6日以上とする

(令和6年25%、令和7年30%、令和8年35%、令和9年40%、
令和10年50%)

＜対策＞

- 令和5年6月～ 有給休暇の取得状況を把握する
- 令和6年1月～ 有給休暇の取得が少ない従業員に対してお知らせを作成し
管理者にも通知し休みが取りやすい様に業務の調整をする
- 令和6年6月～ 有給休暇の取得状況を把握して、各人について次年度の取
得日数の目標、対策を立てる